

## 竹本さん、渡邊さんの 労働審判報告集会を開催！

1月16日、大阪地方裁判所において、組合員の竹本真一さんと大阪仕業検査車両所分会の渡邊さんが申し立てていた労働審判が開催されました。

審判は、申立人の当事者しか参加出来ませんが、当日の裁判所には多くの仲間が応援にかけつけました。審判終了後、二人の奮闘を労うために地本主催の「報告集会」が開催されました。

竹本さん、渡邊さんは不当にボーナスカットされたカット分の請求とそのカットに至った理由を求めて申し立て、この日行われた長時間の審判でもそれぞれ自らの言葉で、会社が非違行為としている事象に対して全て現場長から指導された事実はないこと、現場管理者から現場長へ報告している5W1Hの証拠を説明義務として出すべきだと審判員に訴えかけました。

### 会社の開き直りとも言える姿勢に怒り！

しかし、会社からは、審議に時間がかかるとし労働審判を即終了すること、カットの説明は10件の説明だけで十分等、事実に関しては全面的に争う。裁判においても争う旨の主張があったとのこと。このように会社の傲慢で不誠実な姿勢が再度、明らかになっただけで結果は、二人が申し立てた主旨とは違った労働審判法に則った結果が審判員から告げられました。

これで不当にボーナスカットされた現実と会社による嫌がらせがなくなった訳ではありません。私たちは、今後も二人の勇気を支援し、大阪仕業検査分会の仲間と共に不当なボーナスカットを断固跳ね返すために職場から闘っていきます。



私たちは、恣意的ボーナスカットにより東海労組合員を職場から放逐することを通じ、「物言えぬ職場」へと突き進む会社に怒りを持って闘いを継続していきます！